

菊池広域連合公告第3号

平成29年度菊池広域連合情報公開条例の運用状況の公表

菊池広域連合情報公開条例第32条及び菊池広域連合情報公開条例施行規則第12条の規定に基づき、平成29年度菊池広域連合情報公開条例の運用状況を別紙のとおり公表する。

平成30年 4月 1日

菊池広域連合長 荒 木 義 行

平成29年度 菊池広域連合情報公開条例の運用状況

1. 開示請求件数

区分	開示請求 件数	請求に対する決定等の内容及び件数				不服申立て
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	
連合長	0	0	0	0	0	0
事務局	3	0	3	0	0	0
消防本部	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
合計	3	0	3	0	0	0

2. 開示申出件数

区分	開示申出 件数	申出に対する決定等の内容及び件数				不服申立て
		全部開示	部分開示	不開示	不存在	
連合長	0	0	0	0	0	0
事務局	0	0	0	0	0	0
消防本部	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

3. 開示の状況

公文書の件名	開示の状況
火災調査関係書類・休止中の給油施設がわかる文書等	部分開示

- ※1 事務局、消防本部、議会、選挙管理委員会、監査の区分においては、開示申出はありませんでした。
- ※2 部分開示とは、個人に関する情報等の非開示情報部分を除いて公文書の一部を開示するものです。
- ※3 開示請求対象は、菊池広域連合情報公開条例施行（平成18年3月1日）以降に作成され、または取得した公文書です。
- ※4 開示申出とは、条例では開示請求の対象となっていない条例施行前の文書などについて任意的開示を求める申出をいいます。